



令和 2 年 1 0 月 2 2 日

長崎地方最低賃金審議会
会 長 松 本 睦 樹 殿

長崎地方最低賃金審議会
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 林 徹

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 2 年 9 月 3 日長崎地方最低賃金審議会において付託された長崎県電
子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決
定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	林 徹 (部 会 長) 松本 睦樹 (部会長代理) 三浦恵理子
労働者代表委員	川田 隆往 桜井 健一 山下 敬太
使用者代表委員	安達 浩平 岩根 信弘 宮本 憲

別紙

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 837円

5 この最低賃金において算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり